

## 議案第7号

富津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月19日提出

富津市長 高橋 恭市

## 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が施行されることに伴い、関連する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する  
法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

富津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年富津市条例第37号）の一部を次の  
ように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 番号利用法第19条第8号に規定する特定個人番号  
利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 番号利用法第19条第8号に規定する利用特定個人情報  
をいう。

第4条第1項中「番号利用法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号  
利用事務」に改め、同条第3項中「番号利用法別表第2の第2欄に掲げる事務」を  
「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特  
定個人情報」に、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情  
報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す  
る法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。